

出資法人等調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員11人以内をもって構成する出資法人等調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、出資法人等調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) 出資法人等が地域に果たす役割等に関する調査
 - (2) 出資法人等の経営状況等に関する調査
- 3 出資法人等調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。